

【33 解読文】 楫取県令転任ニ付前橋町民情願書

(明治十六年：一八八三) (A)

(表紙)

「明治十七年ヨリ

秘密書類

(朱印)

官房

永年保存

庶務課

情願書

群馬県下

上野国東群馬・南勢多郡前橋町

人民惣代

謹而情願ノ主意奉ニ申上ニ候、本県下ノ儀ハ廃藩置

〈謹んで情願 (じょうがん) の主意申し上げ奉 (たてまつ) り候、本県下の儀は廃藩置〉

県ノ後子、主宰ノ長官度々御転任ノ為メ、自然民心不レ

〈県の後 (の) ち、主宰の長官度々御転任の為 (た) め、自然民心〉

治、恟々トシテ職業ニ安ンセス罷在候処、明治八年中

〈治まらず、恟々 (きょうきょう) として職業に安んぜず罷 (まか) り在り候処、明治八年中〉

当県令楫取素彦公閣下御在職以来、深ク民情

〈当県令楫取素彦公閣下御在職以来、深く民情〉

御洞察、農ニ工ニ商ニ、其事業ニ就テ厚ク御奨

〈御洞察、農に工に商に、其 (そ) の事業に就 (つ) いて厚く御奨〉

励被レ為レ在、一般ノ人民大ニ前日ノ心志ヲ改メ各奮

〈励在らせられ、一般の人民大いに前日の心志 (しんし) を改め各奮〉

発、事業ヲ勉メ、国産ノ第一ニ位スル蚕桑ノ業ノ如キ

〈発、事業を勉 (つと) め、国産の第一に位する蚕桑 (さんそう) の業の如き〉

真ニ改良ノ途ニ進ミ、已ニ国民殷富ヲ致スノ賭ニ就

〈真に改良の途 (みち) に進み、已 (すで) に国民殷富 (いんぷ) を致すの賭 (と) に就 (つ) 〉

カント欲スルノ今日ニ際シ、竊ニ伝聞仕候処、令公閣下ニハ

〈かんと欲するの今日に際し、竊 (ひそか) に伝聞仕 (つかまつ) り候処、令公閣下には〉

御辞表其筋ニ進呈セラレ、本県ヲ御退去可レ被レ為レ遊
〔御辞表其の筋に進呈せられ、本県を御退去遊ばせらるべき〕

御決定之由、実以驚愕ニ堪ヘス、庁下ノ人民所々ニ頭ヲ
〔御決定の由、実（まこと）に以（もつ）て驚愕（きょうがく）に堪えず、庁下の人民所々に頭を〕

集メ、父母ノ慈ニ離ル、ノ悲嘆憂苦ニ沈ミ、寢食ニ安ンセ
〔集め、父母の慈（いづく）しみに離るるの悲嘆憂苦（ゆうく）に沈み、寢食に安んぜ〕

サル仕合ニ御座候得ハ、敢テ御在職ノ儀奉ニ情願ニ候ハ、深ク
〔ざる仕合わせに御座候えば、敢（あ）えて御在職の儀情願奉り候は、深く〕

奉ニ恐入ニ候得共、已二十年ノ間御撫育被ニ成下置ニ候本
〔恐れ入り奉り候えども、已に十年の間御撫育（ぶいく）成し下し置かれ候本〕

州人民ノ情状御洞察、況ヤ庁下古来未曾有ノ火災ニ
〔州人民の情状御洞察、況（いわん）や庁下古来未曾有（みぞう）の火災に〕

罹リ候者共、将来営業ノ道相立、安堵ノ思ヒヲ成シ候迄、尚御
〔罹（かか）り候者共、将来営業の道相立ち、安堵の思いを成し候迄、尚御〕

愛育ヲ垂レサセラレ候様、其筋へ御上申被ニ成下ニ度、惣代一同連署奉ニ
〔愛育を垂（た）れさせられ候様、其の筋へ御上申成し下され度、惣代一同連署〕

情願ニ候也
〔情願奉り候也〕

右町

惣代人

明治十六年六月十一日

下村 善太郎 印
勝山 秀三郎 印
勝山 牧二郎 印
竹内 勝造 印
（以下、六一名略）

群馬県大書記官 森 醇 殿